平成２３年（フ）第１９０３号
さいたま市南区鹿手袋３丁目４番16号　シャトル中浦和201号、破産手続開始時の住所さいたま市南区松本３丁目17番19号
破産者　石川　芳助
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３５号
東京都渋谷区広尾３丁目４番１号　１―309号室、破産手続開始決定時の住所さいたま市北区宮原町２丁目131番地44
破産者　三木　幸司
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２７号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目１番51号
破産者　星野　英俊
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３９号
さいたま市緑区東大門２丁目８番地３　セントレー浦和第３―102
破産者　西浦　恵子
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
東京都北区浮間３丁目10番10―206号　ビイラ浮間、前住所さいたま市桜区南元宿２丁目１番２号　吉岡コーポ101
破産者　田中　紀行
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２号
埼玉県川口市末広３丁目７番７―301号　ロイヤルサンシティー
破産者　金子　則夫
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
さいたま市南区大字太田窪1844番地　アーバハイツⅡ101
破産者　小宮山京平
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
埼玉県上尾市西宮下１丁目61番地
破産者　菊池　秀行
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目270番地　マイコーポ102
破産者　築地原　稔
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
さいたま市浦和区前地２丁目４番１号プリムローズ前地Ⅱ102
破産者　宮原　夏樹（旧姓原田）
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
さいたま市南区別所３丁目６番２号　第２ドリームハイツ102
破産者　関本　美希
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
横浜市青葉区荏子田２丁目８番地23
破産者　中井　悦朗
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１号
神奈川県相模原市南区文京２丁目16番３―504号
破産者　照沼　良晃
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４号
愛知県新城市大野字小林33番地
破産者　小林美千代
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３号
滋賀県近江八幡市鷹飼町874番地１　５―103号、前住所滋賀県近江八幡市金剛寺町423番地５
破産者　万里川里子
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４５０７号
大阪府河内長野市高向242―１、開始決定時の住所大阪府河内長野市千代田南町12番７号
破産者　髙雛　　繁
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２１２号
大阪府寝屋川市明徳１丁目12―７　シャーメゾン明徳２号館101号、開始決定時の住所大阪府枚方市津田駅前１丁目13番８―1402号
破産者　林　　行雄
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４１３号
富山県射水市土合1492―１　リバーサイド柏101号
破産者　近藤　光男
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部